中井町農業委員会委員候補者及び農地利用最適化推進委員候補者募集要項

農業委員会等に関する法律に基づき、農地利用の最適化の推進や担い手への農地利用の集積・ 集約、耕作放棄地の発生防止・解消等に取り組む、農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員 を募集します。

1 推薦または募集の対象

- (1) 農業委員会委員候補者
- (2) 農地利用最適化推進委員候補者

2 推薦又は募集の期間

令和5年4月3日(月)から令和5年4月28日(金)まで

- ・持参の場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・郵送の場合は、期限内必着

3 推薦又は応募方法

別添の推薦書又は応募申込書に必要事項を記入し、期限までに郵送又は持参により、中井町 農業委員会事務局(中井町産業振興課)へ提出してください。

4 候補者の資格

農業委員会委員候補者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する 事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者。

また、農地利用最適化推進委員候補者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 中井町暴力団排除条例第2条第3号及び第4号に規定する者並びにこれらと密接な関係を 有する者

5 主な職務内容及び定数

- (1) 農業委員会委員
 - ・定数は、7人
 - ・農地転用、農地権利移動、農地無断転用の防止・解消などの農地法等に基づく農業委員 会の権限に属する事項についての審議、指導等
 - ・農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する 事項について審議、指導等
 - ・会議(総会)は、毎月1回(毎月25日前後の平日)の開催となります。
- (2) 農地利用最適化推進委員
 - ・定数は、6人
 - ・担当地域(下記参照)における農地の無断転用の防止・解消などを図るための巡視等
 - ・担当地域における農地利用の集約・最適化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用 の最適化に関する事項についての現地調査、指導・作業等
 - ・会議(総会)は、毎月1回(毎月25日前後の平日)の開催となります。

○担当区域

区域名	担 当 区 域	推進委員数
第1地区	比奈窪、岩倉、雑色	1
第2地区	松本、鴨沢、古怒田	1
第3地区	境原、本境、境別所	1
第4地区	半分形、大久保、藤沢、久所、五所宮、遠藤、北田	1
第5地区	遠藤原、砂口、宮原、宮上、宮前、宮向	1
第6地区	北窪、下井ノ口、五分一	1

6 身分

特別職の地方公務員

7 任期

(1) 農業委員会委員

任命の日(令和5年7月20日)から任期満了日(令和8年7月19日)までの3年間

(2) 農地利用最適化推進委員

委嘱の日(令和5年7月20日)から任期満了日(令和8年7月19日)までの3年間

8 報酬

- (1) 農業委員会委員
- ---
- ・会長 年額 310,000円 ・職務代理 年額 280,000円
- ·委員 年額 270,000円
- (2) 農地利用最適化推進委員
 - •委員 年額 270,000円

9 候補者の選考

提出していただいた推薦書又は応募申込書を基に選考委員会にて選考します。なお、必要に 応じて書類の提出や面接、関係者からの意見聴取等を行う場合があります。また、選考の結果 は、推薦者又は応募者に通知します。

10 公表

推薦又は募集期間の中間及び期間の終了後に、推薦書及び応募申込書に記載した内容(住所、電話番号は除く。)をホームページ及び町の掲示板にて公表します。

11 その他注意事項

- (1) 提出された書類等は、選考のために使用し、それ以外の目的に使用しません。
- (2) 提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。
- (3) 農業委員会委員と農地利用最適化推進委員の両委員に推薦及び応募することはできますが、兼任はできません。
- (4) 推薦書及び応募申込書の提出は、農業委員会委員又は農地利用最適化推進委員の候補者となるためのもので、各委員となることが決定されたものではありません。

12 提出先及び問い合わせ先

〒259-0197 神奈川県足柄上郡中井町比奈窪56番地 中井町農業委員会(中井町役場産業振興課内) ☎ 0465-81-1115 直通